

広島県告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にした。

平成二十二年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

三原市本郷町上北方字用倉山一二六八の三、一二八一の二、一三七五の一・一四八五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四八五の二、一四八六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。）